

## 特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

## 第2講 独立クレームと従属クレーム

第1 独立クレーム、従属クレーム<sup>1</sup>の意味

従属クレームとは、一般的に、①「先行する他の請求項に言及し、」②「先行する請求項のすべての特徴を含み、別の要件が付加されている」請求項を言うことと定義されている<sup>2</sup>。

例えば、従属クレームとは、下記の請求項<sup>3</sup>2のように、①「先行する請求項1に言及し」、②「先行する請求項のすべての特徴を含み、別の要件（カマンベールチーズであること）が付加されている請求項」である。

## 【請求項1】

成型されたチーズカードの間に食品類をはさんだ後、前記チーズカードを結着するように熟成させて一体化させることにより得られる、食品類を内包した白カビチーズ製品。

## 【請求項2】

白カビチーズが、カマンベールチーズである請求項1記載の白カビチーズ製品。

我が国特許法には、従属クレームに関する規定は存在しないが、米国特許法第112条第4項<sup>4</sup>は、“Subject to the following paragraph, a claim in dependent form shall contain a reference to a claim previously set forth and then specify a further limitation of the subject matter claimed”（〔訳〕次項以降の規定にしたがうことを前提として、従属形式のクレームは、先行して規定されているクレームを引用し、引用された発明の対象を更に限定して規定しなければならない）と明文で規定している。

①「先行する他の請求項に言及し」ているが、言及した請求項のすべての特徴を含まない請求項は、従属クレームではない。例えば、下記に挙げる請求項2<sup>5</sup>は、①先行するボルトに関する

1 独立クレーム、従属クレームは、独立請求項、従属請求項とも言う。

2 この定義は、後述する米国特許法第112条4項を意識したものである。

3 特許第3748266号の請求項である。

4 35 U.S.C. 112 (fourth paragraph)

5 「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準改訂（平成23年9月28日発表）2.2.4.2 「請求項の記載形式—独立形式と引用形式—」の例4（18、19頁）。